

## 「倉敷市火災予防条例の改正（案）」の パブリックコメントの結果

「倉敷市火災予防条例の改正（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年告示第683号）」に基づき、市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数 2人 5件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市火災予防条例の改正後、公布及び施行します。

4 参考

閲覧及び募集期間 平成26年3月19日（水）～4月15日（火）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市消防局予防課

番号	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	福知山の花火火災はガソリンを炎天下で発電機に給油したときの気化により、引火したものであり、引火しないような注意などを啓蒙するとか、条例に入れればよいのではないか。	危険物の取扱いの基準については、従来から火災予防条例で規定されています。また、消防庁危険物保安室長通知に基づき、取扱い上の注意事項を記載したシールをガソリン携行缶へ添付、関係者への注意喚起に関するチラシの配布などによる啓発を行っています。
2	火災予防上必要な計画書を出させることにより、主催者の安全意識が向上し、一定の抑止効果は期待できると思われるが、催物の関係者全てに安全意識を徹底できるかは疑問である。	防火責任者の選任及び計画書において露店・客席の配置、消火の準備、火災発生時の対応を定め、計画書に基づく業務を行うこととしています。 また、必要に応じて、消防機関による現地確認・指導を行う予定です。
3	罰則を重視していることについて歓迎する。	賛成の御意見として承ります。
4	「指定催しを主催する者から指定の求めがあったときは、意見を聞く必要がない」とはどのような意味か。指定の求めをしてくる人は何も知らない人以上にレベルの高い人ではないか。ルールを守ろうとする意欲の高い人には励ます意味で意見を聞いてあげるべきである。	意見聴取の機会を設けないという趣旨ではありません。意見を聞かなくても「指定催し」として指定できるというものです。
5	届出や防火担当者任命や催し会場巡視の時に、指導を口にする 것도大切だが、当事者達にどのような注意事項の書面を携行しているか、教えて貰っているか等を質問して、当事者自身の回答を促すことに努めてほしい。	催しの開催を覚知した際に、チェックリストを配布し、関係者の火災予防に対する意識付けを行います。 また、必要に応じて、消防機関による現地確認・質問・指導を行う予定です。

## 倉敷市火災予防条例改正（案）について

## &lt; 改正の背景 &gt;

今回の改正は、平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で発生した重大な人的被害を伴う火災を踏まえたものです。

屋外催しに係る防火管理を新たに設け、その他必要な事項について、「火災予防条例を改正する（案）」を取りまとめました。

## &lt; 条例改正の概要 &gt;

## 1 対象火気器具等の取扱いに伴う消火器の準備について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、火災が発生した場合には初期消火が重要であることから、対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備することになります。

(参考)

対象火気器具等とは、気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とする器具のことです。

## 2 屋外催しに係る防火管理について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する大規模な催しで、特に多数の対象火気器具等を使用する場合は、火災の危険性が高く、重大な被害を招くおそれがあることから、こうした催しを指定します。

また、指定された催しについては、主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することになります。

(参考)

防火管理体制とは、防火担当者を決め、催しの関係者に対して火災予防上必要な業務を指導させ、火災予防上必要な業務に関する計画を作成することです。

## 3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を使用する露店を開設する場合は、あらかじめ、消防署へ届け出るようになります。

## 4 罰則について

指定された催しを主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画書の提出義務の違反があった場合、罰則を科することになります。

## 倉敷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 避難管理（第50条～第57条）」を

「第6章 避難管理（第50条～第57条）」

に改める。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第57条の2・第57条の3）」

第21条第1項第9号の次に次の1号を加える。

（9）の2 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては，消火器の準備をした上で使用すること。

第22条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第24条第2項及び第25条中「及び第9号」を「，第9号及び第9号の2」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第57条の2 消防局長は，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので，対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを，指定催しとして指定するものとする。

2 消防局長は，前項の規定により指定催しを指定しようとするときは，あらかじめ，当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし，当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは，この限りでない。

3 消防局長は，第1項の規定により指定催しを指定したときは，遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに，公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第57条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は，同項の指定を受けたときは，速やかに防火担当者を定め，当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては，防火担当者を定めた後遅滞なく），次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに，当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第60条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防局長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。

第60条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第64条に次の1号を加える。

- (4) 第57条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第65条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第57条の2及び第57条の3の規定は適用しない。

倉敷市火災予防条例（昭和48年条例第68号）新旧対照表（案）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>    第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第20条の3）</p> <p>    第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第21条～第25条の2）</p> <p>    第3節 火の使用に関する制限等（第26条～第32条）</p> <p>    第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第33条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第33条の2～第33条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>    第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条～第36条の2）</p> <p>    第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第37条～第38条の2）</p> <p>    第3節 基準の特例（第39条）</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第40条～第49条）</p> <p>第6章 避難管理（第50条～第57条）</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第57条の2、第57条の3）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>    第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第20条の3）</p> <p>    第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第21条～第25条の2）</p> <p>    第3節 火の使用に関する制限等（第26条～第32条）</p> <p>    第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第33条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第33条の2～第33条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>    第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条～第36条の2）</p> <p>    第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第37条～第38条の2）</p> <p>    第3節 基準の特例（第39条）</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第40条～第49条）</p> <p>第6章 避難管理（第50条～第57条）</p>

第7章 雑則（第58条～第63条）

第8章 罰則（第64条・第65条）

附則

（液体燃料を使用する器具）

第21条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに

第7章 雑則（第58条～第63条）

第8章 罰則（第64条・第65条）

附則

（液体燃料を使用する器具）

第21条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
- (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定する者に必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第22条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあつては、底部に遮熱<sup>しや</sup>のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第24条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定する者に必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第22条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあつては、底部に遮熱<sup>しや</sup>のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第24条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第25条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

#### 第6章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第57条の2 消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定するものとする。

2 消防局長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、指定催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防局長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第57条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前まで

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定（器具表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第25条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



は占有

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

(罰則)

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第35条の規定に違反した者
- (3) 第37条又は第38条の規定に違反した者
- (4) 第57条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第65条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑 \_\_\_\_\_ を科する。 \_\_\_\_\_

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

は占有

(罰則)

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第35条の規定に違反した者
- (3) 第37条又は第38条の規定に違反した者

第65条 法人 \_\_\_\_\_ の代表者 \_\_\_\_\_ 又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。 \_\_\_\_\_